

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（第2回）議事要旨

1 日 時

平成30年9月28日（金）14時～16時

2 場 所

法務省1階会議室

3 議 題

- (1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にかかる取組の現状・課題・対応策
- (2) 指定都市市長会及び民間支援団体における多文化共生への取組に係るヒアリング

4 資 料

- 1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策
- 2 ヒアリング出席者資料
- 3 有識者資料

5 概 要

事務局から、議題3（1）ないし（3）について資料1に基づき説明を行った。その後、議題（2）については指定都市市長会及び浜松国際交流協会から資料2に基づき説明がなされた。

これらを踏まえ意見交換を行ったところ、有識者から以下の要旨の発言がなされるなどした。

- 日本の外国人に対する各種支援は、先進的な欧州諸国の支援と比較しても引けを取らない内容であり、至れり尽くせりの支援との印象がある。他方で、いわゆる「チェーン・マイグレーション」のように、外国人が集住している地域に同じような外国人が呼び寄せられることにより外国人が増加していく中で、ヒアリング出席者から説明のあった「支援」から「協働」の考え方へシフトしていくべきという説明には共感できる。
- 日本の外国人に対する各種支援は、非常に充実した内容であるにもかかわらず、排他的な国であるとの批判を受けることが多い。これは、外国人が日本人と同じように就学・就労する入口がない、またはそのようなルートが十分認識されていないからではないか。
- ヒアリング出席者から、外国人に対する支援について、各自治体間でレベル感の違いがあるとの指摘があったが、統一的なガイドラインを設けることで一定のレベルにそろえておく必要があるのではないか。
- 外国人の中には、日本での永住を考えている者、いずれは本国への帰国を考えている者など、様々な外国人がいると思うが、それぞれに対する支援内容に区別を設ける必要はないのではないか。

- 総合的対応策（検討の方向性）は多岐にわたる項目で構成されているが、全体の施策を統合して進めていくことは難しく、国、自治体及びNGOの役割分担が非常に重要となる。そのために、施策全体の方向性、国及び自治体に求められる責務、民間の役割等を共生基本法のような理念法に定めてはどうか。ドイツや韓国等の諸外国では既に導入された国もあり、日本もそのような時期に来ているのではないか。
- 総合的対応策は、パブリックコメントの対象ではないと承知しているが、外国人がどのような問題で困っているのか把握できるので、何らかの形で外国人の意見を聴く機会を設けてもらいたい。
- 日本を目指そうとしている外国人の中には、これまで日本に来た外国人の成功事例について関心を持っている者もいるのではないか。
- 日本語教育について、各自治体間で格差が生じているところ、現状では外国人の児童生徒が転校した場合等に継続的な学習が保障できないので、国策として地域間の教育格差の解消に向けた対応が必要ではないか。
- 児童生徒の教育について、今後、主に農業や水産業に従事する外国人の子どもなど、外国人の居住者が少ない地域で生活する者も想定されるところ、インターネットを活用した教育等を通して上手くワークしていくようにすることが重要である。
- 外国人の児童生徒の数が少なく、教員が加配されない散在地域では、ボランティアベースで日本語教育支援が行われているところ、学習の機会がしっかり保障されるようにeラーニングの活用等を検討してもらいたい。
- 外国人の生徒が高校や大学へ進学することは難しいので、何らかの優遇制度や高校での日本語教育も必要ではないか。
- 外国人の児童生徒は就学義務は課されていないが、入学案内に漏れが生じないような仕組みを作ることが重要である。
- 日本語教育について、外国人に寄り添うだけでは本人の自立につながらない。
- 日本語教育に従事する教師の待遇が悪く、教師だけでは生計を立てにくいため、なり手が減少している。日本語教師のなり手を確保し、教育の質を安定的に担保していくためにも、しかるべき待遇が必要ではないか。ヒアリング出席者から、日本語教師を専門職として位置付け処遇してもらいたいとの要望があったが、同感である。
- 日本政府としてグローバル人材の育成に取り組んでいるのであれば、外国人と英語でコミュニケーションできる日本人の育成を多文化共生施策の軸に取り込んでいけばどうか。
- 日本語教育は、外国人を通して日本文化を世界に広めていくという点においても意味があり、日本の地位向上に直結するという効果もあるため、国として力を入れて取り組んでももらいたい。
- 日本語教育機関に在籍する留学生の中には、生活困窮により学業よりも就労に生活の重点を置いている者もいるが、日本語教育機関の在り方や教育の質を確保するための方策について、法務省と文科省が協力して上手く進めてもらいたい。
- 日本語教育機関が、留学生の就労を助長しているケースがあると承知している。また、大学においてもインターンシップなどを悪用して留学生を就労に従事させて

いるような事例が見られる中で、教育機関の質を担保するための検討が必要ではないか。

- インターナショナル・スクールは、来日した外国人が日本に定着するまでの過渡的な役割として重要であるため、本国の責任と割り切らずに、ある程度国が面倒を見ても良いのではないか。また、文化や伝統など母国との結びつきの観点からも、母語による教育の機会を保障することは重要である。
- インターナショナル・スクールの教育課程は、学習指導要領に拘束されないものの、学習指導要領に引っ張られているところもあり、やりづらいとの声を聞いている。柔軟な仕組みにしてもらいたい。
- 外国人の社会保険への加入漏れや不払を防ぐことと同様に、外国人からの徴税漏れを防ぐことも重要である。
- 医療通訳に係る費用について、外国人に支弁能力がないため医療機関が負担している場合もあると聞いている。民間保険を活用するなど、別の仕組みを検討していくことが必要ではないか。
- 日本に在留する外国人だけではなく、観光客も含めた外国人に対する医療等の情報提供の在り方について検討していく必要があるのではないか。
- 外国人の中には、民間賃貸住宅等への入居を断られるケースがあると聞いているが、外国人が安心して住居を確保できるよう差別対策や保証人確保のための支援を進めていく必要があるのではないか。

(以上)